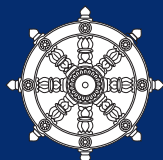


ZENBUTSU

全仏

No.

622



仏暦2559年9月
[2016年]

CONTENTS

財団創立 60 周年記念事業への思い —和の心を持って—
第 32 期副会長 工藤 裕雅…………… 2

財団創立 60 周年記念事業への思い —「忘れない」—
全日本仏教徒会議福島大会実行委員長 石田 宏壽…………… 4

第 32 期第 1 回人権問題連絡協議会開催 ……………… 5

「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」文書を
安倍晋三内閣総理大臣に提出

比叡山宗教サミット 29 周年「世界平和祈りの集い」開催

大分県へ義援金を手交 ……………… 6

救援基金のお願い

事務総局録事・アンケートご協力のお願ひ…………… 7

寺院が知っておきたい法律知識 ……………… 8



池上本門寺 大堂

公益財団法人



全日本仏教会

WFB (世界仏教徒連盟) 日本センター

和の心を持って

第三十二期副会長

工藤 裕雅



このたび、第三十二期全日本仏教会副会長拝命にあたり、財団創立六十周年記念事業への思いと、ご挨拶を述べさせていただきます。私

事、平成二十五年に、青森県仏教会々長就任以来、丸三年青森県仏教会の発展と、一人でも多くの方々に「仏陀」の教えを広める為、青森県仏教会の方々と共に活動してまいりました。今般、伝統ある全日本仏教会の副会長に就任させていただき、誠に光栄でございます。

このような重責を担うような器ではないことは承知しておりますが、これも「仏陀」のご縁と肝に銘じ、第三十二期会長小峰一允殿下並びに、各副会長様・評議員様・

理事様方と共に、与えられた役目を精一杯努力させて頂く所存であります。

今、私が全日本仏教会副会長をさせて頂いておりますことは、正に「縁」のお蔭であります。日蓮宗の総本山身延山の高校入学以来、多くの助言やお力添えがあり、善い仏縁の中に生かされている今があるのです。この身延山の地に於いて、全ての人々に友情の心であります。「慈」と、苦しみ悩んでいる人に、その苦しみに同感し、その苦しみを癒し思いやる「悲」の心、常に全ての人と同じ目線で考え、心をふれあわす、僧侶の第一歩と成ったのです。

「伝統仏教団の

おかれている状況」

一般社会から見る私共、伝統仏教教団や宗教に対し無関心な人が増えてきていること、宗教離れは大きな問題であります。

今日の世相を見るに、様々な社会不安を感じる出来事が多くあげられます。テレビや新聞を賑わす凶悪犯罪をはじめ、世界を見ると、テロリストによる無差別な殺戮等、人の命をも軽んずる風潮が蔓延している事は、歪めない事実であります。

この迷える時代に於いて、人々に仏教の必要性に気づいていただくこそが、私共僧侶の役目なのではないでしょうか。日本人の多くは、「あなたの宗教は何ですか？」と聞かれると、無宗教と答える方が多く、自らの寺院名は知っているが、何をお唱えしているかわからない方も多くいらっしゃいます。しかし、日本人は決して宗教心が無いのではないのです。正月には初詣に、お盆や彼岸には先祖の供養にと、仏教には無関心と云われる人々も、生ある物の命

のはかなさを知り、先祖から受け継いだ、手を合わせることを自ずとしているのです。これは正に、仏教の教えが、一人一人の心の奥底に脈々と流れている証拠なのではないでしょうか。日蓮聖人は、お手紙の中で「今この三界は皆これ我が有なり、その中の衆生は悉くこれ我が子なり等云々、教主釋尊はこの功德を法華經の文字となして一切衆生の口になめさせ給う。赤子の水火をわきまえず、毒藥を知らざれども、乳を含めば身命をつぐが如し」と説かれています。現代の人は、仏教に対し深い信仰心は持ち合わせてはいませんが、先祖からの仏に對する、手を合わせる行動は、日蓮聖人が説く様に、赤子が無心に母の乳を飲む如くに、自然に現われる、仏に對する畏敬の念からなのではないのでしょうか。これこそが、現代人の伝統仏教に對する形です。

「われからの伝統仏教団の

あなへき姿とは」

今、伝統仏教は、江戸時代から始まった檀家制度の崩壊、それに伴う仏事や法事等の寺院行事のま

まならない時代におかれています。この困難な時代に於いても、仏陀の教えを一人でも多くの人々に伝え、迷える衆生救済を行うことが過去から現代、そして未来へ繋ぐ、我共僧侶の変わらぬ姿であります。

伝統教団の伝統とは、昔から受け継いできた各種のしきたりであります。私の住む青森県弘前市には、八月一日〜七日迄「ねぶた祭り」があります。町内、団体、企業やグループなどで制作、運行をします。どの団体も参加人数の減少により、少人数での運行を余儀なくされています。ある幼稚園では少子化が響き、以前は二台のねぶたを運行していましたが、今は一台に減っても、今後伝統を守ると誓っていました。伝統とは、守り、そして続けていくことです。今年もリオオリンピックの年でありました。日本選手団も大いに活躍したこのオリンピックの種目の中に、陸上のリレーがあります。このリレーに於いて、如何にバトンを上手く渡すかが、善い結果を残すもとと成ります。

伝統と同じ様に、仏陀の教えと宗祖の教えを守り、次の世代に伝

えて行く信仰リレーの手伝いをすることが、私共の重要な行いです。伝統仏教教団は、次の世代に向けての布教方法や、檀信徒に対する教化方法を今一度考え、時代にそったやり方を構築していくことが大切です。

現代は家族制度の変容により、一家でお寺にお参りする機会も減り、一人一人が考え行動をする時代です。特にインターネットの普及は著しく、若者とのインターネットを用いた仏縁の構築、インターネットを使えない人に対しての布教誌等の情報発信などが大切です。また、街頭での伝統仏教の布教の展開等、少しでも多くの方々と触れ合いを伝えることが、伝統仏教の社会における存在意義であり、私共が今一度、僧侶としての生き方を考え直し、伝統仏教の布教に邁進しなければなりません。

「財団創立六十周年記念事業に対する期待」

財団創立六十周年に当り、「仏陀の和の精神」をもとに、一人一人の「いのち」が尊重される社会を築くという一節が、事業大綱の

中にあります。先に述べた様に、今の混乱している社会に於いては、「和」の心を持つことこそ最も大切なことでもあります。聖徳太子の「十七条憲法」に「以和為貴…」とある様に、和を持って対話することを通じておられます。私共の目指すところは、宗派の違いを超え、世界にあつては、民族や文化の垣根を超え、全ての人々を仏に導き、み仏の世界を築き上げることです。個々の心の安らぎや、不安のない社会、そして平和な安穩な世界を実現することが、伝統仏教教団、そして財団の願いであります。

私共は、他の宗派、宗教を心から敬うことこそが、お互いの関係を保つ上で重要なことです。人が平和で安穩な生活を送ることの出来る社会とは、精神的にも、肉体的にも、「和」の心を持って生きる社会です。一人でも多くの人に「和」の心を伝えていきましょう。これこそが、財団創立六十周年の目標であり、僧侶の目指すところなのです。

●プロフィール

工藤 裕雅(くどう ゆうが)

本迹院住職

昭和四十二年一月二十四日

【最終学歴】

身延山短期大学宗学科卒業

【役職】

青森県仏教会会長

日蓮宗教諭師

日蓮宗青森県宗務所協議員

弘前市仏教会理事

●所在地

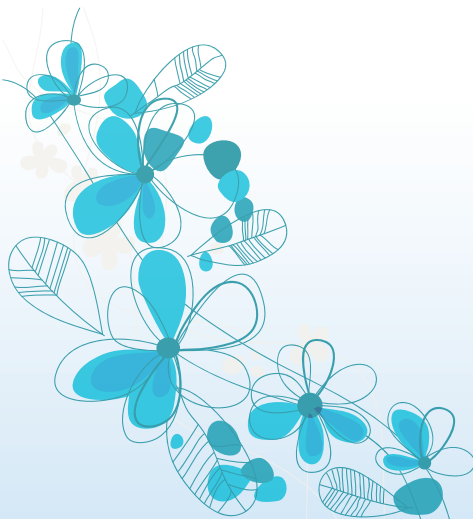
〒036-8214

青森県弘前市新寺町75番地

本迹院

TEL・FAX

0172-3214081



「忘れなご」

福島大会実行委員長

石田 宏壽



この度、二〇一七（平成二十九）年に迎えます財団創立六十周年記念事業第四十四回全日本仏教徒会議福島大会の実行委員長を拝命いたしました。福島県仏教会前会長の石田宏壽です。もとより、その任の重さを考えますと、躊躇いたすところではございますが、加盟宗派・都道府県仏教会・仏教団体等のご支援とご協力を得まして、大きな節目となる会議と大会の成功に向けて取り組んで参りたいと願っております。

その中心はあくまでも、記念事業大綱に示されました「和」の精神を基調に、一人一人の「いのち」が尊重される社会の構築へ向けて、多くの分野に関わる人々が連携していくことであり、それは私たち仏教徒が果たすべき役割はなにかを問うことでもあります。

さて、わが国は戦後七十年を経過

しました。七十年前、国土はまさしく「焦土」と化しました。そして、戦争の犠牲となった多くの人々、その家族、私どもの身の廻りでもいまだに癒えない傷は多くあります。その焦土から人々は立ち上がり、「いのち」の大切さと平和な社会を求めてきました。そして、驚異的な復興を



とげ、経済大国といわれるまでになりました。しかし、豊かさで経済中心の社会のあり方が「いのち」と「平和」の尊さを忘れさせます。

東日本大震災と原発事故は、そんな社会への痛烈な警鐘となりました。現在でも避難生活を強いられている方々が、福島県だけでも四十万人以上おられます。地域再生の要となる学校の復興も中途です。また、人口流出や事業所の減少のなかで、まちづくりに対する課題や、被災者の心のケアなどの様々な問題に直面しています。多くのボランティア活動や支援活動が続く中、復興は道半ばであります。風評の被害も続いています。

かつて、寺院は人々の生活にとつて、教化・儀式の場であると同時に、教育や福祉、あるいは芸能の場でもありました。そこで、今日において大切なことは、自分自身と今の時代に目をすえて、多様な「いのち」についての学びをもち、今そこになくてはならない寺院として、悩み苦しむ人々に寄り添うことでしょう。教義を広め、儀式を丁寧に執行していくなどの教化のあり方に転換していく必要があります。また、その寺院が何故その場につくられたのか、どんな活動がなされてきたのかを改めて問い直し、地域のなかに生きる寺院としていかなければなりません。

そうした意味において、二〇一七（平成二十九）年十月十三日～十四日に福島県（郡山市）で開催される財団創立六十周年記念式典・第四十四回全日本仏教徒会議・東日本大震災犠牲者の七回忌法要さらに阪神・淡路大震災の二十三回忌法要は、全日仏の歴史と伝統を重く継承していく上で重要な大会となるでしょう。「いのち」への深いまなざしをもって大震災被災者へ寄り添いながら、立ち上がる機縁と支援としての「忘れなご」を確認する大事な法要になるに相違ありません。

記念事業を開催し結実させていくには、大変な課題をいただくこととなりますが、何卒ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●プロフィール

石田 宏壽（いしだ ひろしゅう）

真宗大谷派 道因寺住職

昭和二十年七月二十七日生まれ

【学歴】

早稲田大学教育学部卒業

大谷大学修士課程修了

【役職】

福島県仏教会前会長

財団創立六十周年記念事業全日本仏教徒会議福島大会実行委員長

●所在地

〒953-8851

福島県郡山市開成3-13, 14 道因寺

TEL 024-932-1303

第三十二期第一回人権問題連絡協議会開催

七月五日、第三十二期第一回人権問題連絡協議会が、京都・花園の臨濟宗妙心寺派宗務本所議場にて開催された。参加者は約三十名であった。協議会に先立って、十二時三十分より、大本山妙心寺の諸堂参拝を行った。

午後一時三十分より、連絡協議会を開催。真宗大谷派からは、非戦・平和等の課題を共有する事業や、部落・性別等の差別問題、死刑問題に関する研修等が報告された。曹洞宗からは、強制徴用者等の遺骨問題を中心に、近時の人権問題への取り組みが報告され、質疑応答、意見交換を行った。



西島氏の講演を熱心に聴く参加者

午後二時半からは、部落解放同盟中央本部書記長・西島藤彦氏を講師に迎え、「部落差別の解消の推進に関する法律制定に向けて」と題して、講演会を開催した。

講演は、本年二月より起こっている、戦前に全国の被差別部落の地名などを記録した「全国部落調査」の復刻版刊行に纏わる問題と、先の通常国会で自民党・公明党・民進党により共同提案されながらも、会期末であったため継続審議となった「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定問題の二つを柱としたが、協議会当日に東京地裁にて前者の本訴の口頭弁論が行われているというタイミングでもあり、まさに最新の人権問題を学ぶ場となった。

「部落差別解消推進法」が制定されたとしても、それは人権問題への取り組みのスタートなのだ」という西島氏の熱い思いを共有した協議会であった。

「首相及び閣僚の靖国神社
公式参拝中止の要請」文書を
安倍晋三内閣総理大臣に提出

本会は、八月二日、安倍晋三内閣総理大臣宛に「首相及び閣僚の靖国

神社公式参拝中止の要請」文書を、自由民主党本部に於いて、久喜和裕事務総長から山口泰明自由民主党組織運動本部長に手交した。

の原則を尊ぶ立場から、一貫して首相及び閣僚の公式参拝に反対の意思を表明し続けている。

※提出した文書は、本会webサイトに掲載。

比叡山宗教サミット二十九周年

「世界平和祈りの集い」開催

比叡山宗教サミットは、宗教派の垣根を越えて共に世界平和の祈りを捧げる行事であり、本年も「世界平和祈りの集い」が比叡山に於いて開催され、約九百人が参集し、本会からは中西玄禮副会長が参列し共に平和の祈りを捧げた。

式典は午後三時に開式し、天台座主森川宏映猊下を御導師に法楽が厳修され、平和祈願文を奉読された。

午後三時三十分には、日本からは教派神道連合会、日本キリスト教連合会、神社本庁、新日本宗教団体連合会、世界宗教者平和会議日本委員会、世界連邦日本宗教委員会、イスラーム、諸宗教の各団体代表者、そして海外からも代表者が壇上に登り、仏教代表としては中西副会長が登壇した。

天台青少年比叡山の集い研修生によって打ち鳴らされた「平和の鐘」を合図に比叡山境内にある鐘も打ち

鳴らされるなか、参加者は一同起立し平和を祈る黙祷を捧げた。

続いて海外からのメッセージが代読されたのち、代表者三名の子供たちから「平和」への思いが語られ、その思いを受けた宗教者代表の言葉が述べられた。式典の最後には比叡山メッセージが朗読され、研修生の「平和の合言葉」唱和をもって閉会した。



平和の祈りを捧げる諸宗教の代表者

大分県へ義援金を手交

本会は、平成28年熊本地震による被害に対し、本会加盟団体をはじめ、多くの方々からお寄せいただいた義援金の内100万円を大分県に寄託するため、平成28年6月24日に大分県東京事務所を訪問し、所長の小野賢治様に義援金を手交いたしました。



義援金を手交

右：小野賢治様（大分県東京事務所所長）
左：久喜和裕（本会事務総長）

平成28年4月に発生した熊本地震により犠牲になられた方々、ご遺族の方々に衷心より哀悼の意を表し、困難な生活を強いられているすべての皆さまに心からお見舞い申し上げます。

本会では、平成28年4月に熊本地方で発生した地震により被災した方々への支援を行うため、救援基金を開設しております。いただいた義援金は、現地の被害状況に鑑み、関係機関に寄託いたします。つきましては皆さまの温かいご支援の程、ご協力をお願い申し上げます。

「救援基金」へご寄付のお願い

— あなたの支えが、力となります —

本会では、国内外における災害救援や人道的支援に対して、緊急且つ迅速な対応をすべく「救援基金」を常時開設しております。平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災においては、多くの皆様からお寄せいただきました「救援基金」より、被災された方々をはじめ、被災寺院、現地ボランティア団体等へ寄託をさせていただき、本日現在も継続して支援をさせていただいております。また、平成27年9月関東・東北豪雨被害や、台湾南部地震につきましても、義援金を「救援基金」より拠出させていただいております。

つきましては、加盟団体・全国のご寺院・檀信徒・門徒、そして宗派・宗教を超えて、みなさまからの温かい浄財をお寄せいただければ、幸いです。



僧侶による被災地支援活動

【郵便振替口座】

口座番号	00110-9-704834
口座名義人	全日本仏教会救援基金

●本会「救援基金」への寄付は東京都の条例指定対象寄付金です。寄付を行った個人・法人の方は、所轄の税務署へ本会発行の領収証を添付して申告することにより、所得税の寄付金控除の適用が受けられます。

●お問い合わせ先 全日本仏教会 財務部 TEL 03-3437-9275

アンケートご協力のお願い



購読者様からのご意見、ご感想等のお声をいただくアンケートを6月より実施しております。

皆様よりいただきました貴重なご意見、ご感想等を参考に機関紙「全仏」やリニューアルしたwebサイトの運営・内容の向上に努めてまいります。

お手数をおかけいたしますが、同封のアンケートにご記入の上、ご返信いただきましたら幸いです。

6月号、8月号では、多数のご意見を頂戴致しまして誠に有り難うございました。

事務総局録事

7月(1日~15日)

- 1日 ▶ ちば国際コンベンションビューロー高橋氏他来局
事務総局
- 2日 ▶ 長崎県仏教会総会出席 長崎・ホテルニュー長崎
- 4日 ▶ WFB執行役員会議出席 タイ・バンコク
- ▶ 明順寺齋藤氏訪問 東京・明順寺
- ▶ 松井建設(株)中山氏来局 事務総局
- ▶ BNN企画会議出席 東京・庭野平和財団会議室
- 5日 ▶ 第32期第1回人権問題連絡協議会開催
京都・妙心寺
- 6日 ▶ 兵庫県仏教会理事総会出席
兵庫・神戸メリケンパークオリエンタルホテル
- ▶ フェーナルビジネスフェア2016参加
神奈川・パシフィコ横浜
- 7日 ▶ 局内会議 事務総局
- ▶ 第32期第1回支援検討会議開催 事務総局
- 8日 ▶ 真宗大谷派宗務総長里雄氏訪問
京都・真宗大谷派宗務所
- ▶ 天台宗宗務総長木ノ下氏訪問 滋賀・天台宗務庁
- ▶ 真言宗智山派宗務総長芙蓉氏訪問
京都・智積院本坊・晨殿奥の間
- ▶ 臨済宗妙心寺派宗務総長栗原氏訪問
京都・臨済宗妙心寺派宗務本所
- 11日 ▶ 浄土真宗本願寺派霍野氏他訪問 京都・伝道本部
- ▶ 浄土宗宗務総長豊岡氏訪問 京都・浄土宗宗務庁
- 12日 ▶ 駐日イスラエル大使ルツ・カハノフ氏来局 事務総局
- 14日 ▶ 無料法律相談開催 事務総局

7月(16日~30日)

- 20日 ▶ (株)大塚商会小林氏来局 事務総局
- 22日 ▶ (株)大塚商会小林氏来局 事務総局
- ▶ 天台宗参務阿部氏他来局 事務総局
- ▶ 真言宗豊山派宗務総長星野氏他訪問
東京・真言宗豊山派宗務所
- ▶ 芝中学校・芝高等学校佐藤氏来局 事務総局
- 25日 ▶ 富士ゼロックス東京(株)間篠氏来局 事務総局
- ▶ 日鐵住金建材(株)石川氏訪問 東京・日鐵住金建材(株)本社
- 26日 ▶ ヤフー(株)川邊氏訪問 東京・ミッドタウン・タワー
- ▶ 朝日ビジネスソリューション(株)渡辺氏来局 事務総局
- ▶ 日本郵便(株)鈴木氏来局 事務総局
- 27日 ▶ (一社)遺品整理士認定協会米山氏来局 事務総局
- ▶ 真宗大谷派東京宗務出張所長日野氏他来局 事務総局
- ▶ 局内会議 事務総局
- 28日 ▶ 無料法律相談開催 事務総局
- ▶ 大和証券(株)佐藤氏訪問
東京・グラントウキョウノースタワー
- ▶ 全日本葬祭業協同組合連合会松本氏訪問
東京・港南YKビル
- 29日 ▶ (株)オメガ・コミュニケーションズ五十嵐氏来局
事務総局
- ▶ (株)内外切抜通信社河原氏来局 事務総局
- ▶ (株)ジャパン通信社田村氏他来局 事務総局
- ▶ 第32期第1回社会・人権審議会開催 事務総局
- ▶ (株)日本経済新聞本田氏来局 事務総局
- 30日 ▶ 第34回全国仏教保育福島大会出席
福島・ホテルハマツ

寺院向け お電話1本でカンタン申込み。相談無料。

税金なんでも相談

電話 or 対面 どちらでも相談できます

寺院運営をする上で起こる様々な税金の悩みに、エキスパートたちが1ストップでお応えいたします!

財務部までお問合せ **TEL.03-3437-9275**

無料法律相談室

本会顧問弁護士の高谷川正浩先生が、寺院向け無料法律相談を開催しております。
(主に第一・第四木曜日要事前予約)

TEL.03-3437-9275

社会・人権部までお問合せ



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門②

不動産の貸付 5

〈抵当権設置と地主の承諾書〉

借地上の建物は、借地とは別個の不動産ですから、借地人である建物の所有者は、土地の所有者である地主の承諾を得ることなく、この建物を抵当に入れることができます。そして建物を抵当に入れると、抵当権の効力は敷地の借地権にも及びます。従って借地人は建物を抵当に入れることによって敷地の借地権を、地主の承諾なく、抵当に入れることができるというわけです。

●地主の承諾を求めるわけ

それでは何故、金融機関は地主の承諾を求めるのでしょうか。

第1の理由 抵当権が実行されて借地上の建物が競売になると、競落人が建物の所有者となって、借地権を取得することになります。この借地権の譲渡を地主に承諾してもらう必要があるからです。もっとも地主が不利になる恐れがないにも拘らず、地主が借地権譲渡を承諾しないときのために、借地法は、裁判所が買受人の申立によって地主の承諾にかわる許可決定ができると規定しています。ですから事前に地主の承諾を得ておく必要は必ずしもないのですけれども、裁判所は、ほとんどの場合、借地権価格の1割に相当する譲渡承諾料を地主に支払うように命じています。金融機関が地主に承諾を求めるのは、この裁判上の手続を回避し、譲渡承諾料の支払を免れるという目的からです。買受人に買受けをしやすくして金融機関が借地人に貸したお金の回収をし易くする為です。

第2の理由 建物に対する抵当権の効力が敷地である借地権に及ぶことは前述のとおりです。しかし地代不払い等によって賃貸借契約が解除されれば、借地権は消滅します。借地権が無くなってしまえば抵当権の効力は、敷地には及ばず建物だけになってしまいます。ところが建物を所有するということは、敷地の使用権がなければ不可能です。ですから借地権に効力の及ばない建物だけの抵当権を実行することはできなくなってしまいます。借地権のなくなった建物だけを買ひ受ける人はいないからです。ですから金融機関は、地主に対して「地代不払い、無断転貸など借地権の消滅もしくは変更をきたすような恐れのある事実が生じたときには通知するよう」要求したり「借地権の価値を阻害するような処分をしないよう」要求しているのです。

●承諾するとどうなるか

地主が承諾書に違反すると金融機関に損害を賠償しなければなりません。そのような判例もあります。このことは実印であろうが、認印であろうが同じことです。

●注意しなければいけないこと

第一に、金融機関に法律上の義務を負う条項は削除しておくことです。地代の不払いがあったからといって、いちいち通知することは面倒だけでなく、証拠を残すため内容証明郵便で行う必要があるからです。また、競落人や処分の相手方への譲渡を認めるにしても、譲渡承諾料の支払いを条件としておく必要があります。

1. 甲（地主）および乙（借地人）は、次のとおり土地の賃貸借契約をしていることを確認いたします。

土地の所有地番	
土地の面積	平方メートル（ 坪）
土地の地目	宅地 山林 その他（ ）
建築予定の住宅の構造	木造 防火構造 不燃組立構造 簡易耐火構造 耐火構造
賃貸借契約期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
抵当権等設置	無し
土地賃貸料	1ヶ月当たり 円 (3.3平方メートル当り 円)

2. 甲は乙が上記土地に住宅を建設し、その住宅を貴社の抵当に差し入れることを了承しました。
3. 甲および乙は土地の所有権が他に移転する場合にはあらかじめ（やむを得ない場合は移転後直ちに）貴社に通知します。
4. 乙の地代不払い、無断転貸など借地権の消滅もしくは変更を来たすようなおそれのある事実の生じた場合またはこのような事実が生じるおそれのある場合は、甲および乙は貴社に通知するものとします。また、乙の有する貸借権は、当然貴社に移転することに甲は同意します。
5. 甲および乙は、賃貸借契約の解約もしくは内容の重大な変更を行うとし、または借地権を担保に提供しようとする場合には、あらかじめ貴社の承認を受けます。
6. 甲および乙は、競売その他の抵当権者の処分または公売によって乙の住宅所有権が他へ移転するときは、住宅取得者に、上記借地権を譲渡することを認めます。
甲は、乙の取得する借地権の価値を阻害する権利の処分を行いません。例えば、譲渡、抵当権の設定、その他の処分を行いません。
以上

(地主の印鑑証明書添付)

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修